

農家女性の「農業離れ」に歯止めかかるか

女性の農業者が減っている。一九九五年農業センサスで、その現実が指摘され、二〇一〇年センサスで一段と明白になった。女性の農業離れに歯止めをかけるには何が課題か。女性に経営への意欲があっても、家族や親戚の協力が不足している。家族間の話し合いも重要だ。

女性の「農業離れ」の厳しい現実

まず、図1を見ていただきたい。一九七五年から二〇一〇年にかけて、農家人口に占める女性の割合は五割強で推移しているのに対し、農業就業人口、基幹的農業従事者数ではいずれも女性の割合が減っているのがわかる。言い換えれば、農家にいても農業に従事しない女性の割合が増えているということである。

農家女性の「農業離れ」は、すでに一九九〇年代から指摘されていた。一九九五年農業センサスの分析によると、九〇年から九五にかけて、農家の男性はどの年齢層でも「他の仕事だけ」に従事する人が減少していたのに対し、女性の場合は逆に増加していた。

年代別にみると、三〇歳代以下の若年層では

「家事・育児・その他」、四〇～五〇歳代では「他の仕事だけ」という就業形態が増加していた。

また、当時、新しい現象として注目され始めた定年後の就農（定年帰農）は、女性の場合、ほとんどなく、要するに女性はすべての年代を通じて農業以外の仕事に携わっている傾向が顕著に見られたのである（注1）。

その後、二〇一〇年までの間、基幹的農業従事者の割合のみ、若干増えた時期もあったが、ほぼ一貫して女性の割合は減少している。その背景を探るために、まず年齢別の農業就業人口に占める女性の割合の変化を見てみると、図2に示すように六五歳以上の高齢層でも若干は減少しているものの、三九歳以下の若年層、四〇～六四歳の年齢層での減少が目立つ。

農業就業人口とは「農業従事者のうち、主に自



明治大学農学部食料環境政策学科教授

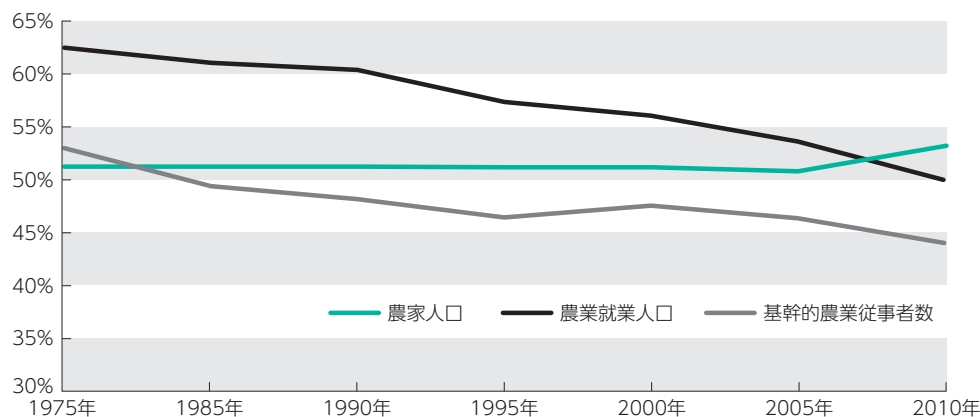
市田 知子 Tomoko Ichida

いちだ ともこ
1960年東京都生まれ。農林水産省農林水産政策研究所（旧農業総合研究所）を経て、2006年4月より現職。専門は農村社会学、EUおよびドイツの農業・農村政策。主な著書は『戦後日本の食料・農業・農村 第11巻 農村社会史』（共著、農林統計協会・2005）など。

生活改善普及事業と農家女性

農家女性に対する政策は、戦後の生活改善普及事業に始まる。生活改善の基本的な考え方は、「生活経営の合理化による農家婦人の地位向上」

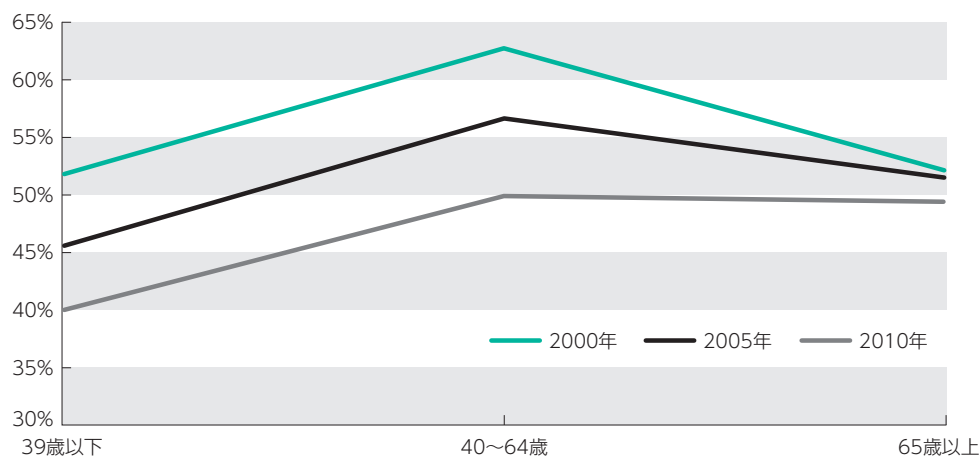
図1 農家人口、農業就業人口、基幹的農業従事者数に占める女性の割合



資料:2005年までのデータは「農業就業人口等に占める女性の割合」(http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_cyosa/woman_data1.html)に、2010年のデータは農林業センサスおよび「平成21年農業構造動態調査報告書」に基づく。

であった。
因習にとらわれ、無駄の多い農家の暮らしを家政学の視点から見直し、「よりよい生活」に変えていく、そのことにより女性も男性も生産一辺倒、生活は二の次、三の次という考え方を改めていくことが政策の狙いであった。
生活すなわち家庭のことは女性の仕事であり、それゆえ生活に視点を向けることは女性の役割

図2 年齢別農業就業人口に占める女性の割合



資料:農林業センサス

を認め、評価することでもあった。
ここに一つの疑問が生じる。「よりよい生活」とは何なのか。現在より「よい生活」であればわかる。だが、農家の女性が最終的な目標とする「よい生活」とはいったい何なのか。
かつて、山口県的生活改良普及員だった方から、「東京での研修で(初代生活改善課長の)山本松代さんは、農業が大規模化して、農家の女性が農

業をする必要がなくなり、専業主婦になる状態を理想と考えている節があつて、大規模化が難しい山口県ではとても無理だと思った」というお話をうかがったことがある。
この逸話から察するに、農業の形態や規模によって「よりよい生活」がどうあるべきなのか、そこに女性はどう関わるべきなのかについて、農林省は明確な答えを出していなかったのではないかと思う。強いていえば、各県や各地域の実態に合わせて、ということになる。

農村女性への政策とその影響

このように、農業や経営に対する女性の関わり方があいまいにされた状態は、一九七五年の国連の会議や国際婦人年などの外圧を契機に払拭されることになる。

農業経営や地域社会において女性の権利を男性と同等に拡大する考え方、いわゆるリベラル・フェミニズムの考え方が導入された。

特に八六年の男女雇用機会均等法施行以降、女性の経営能力の向上、地域活動への参加促進、地域の農林水産業に関する方針決定の場への参加の促進(農業委員、農協の理事など)と、女性が農業経営や地域社会に積極的に関わることで、そのための機会を、国も地域社会も提供すること、さらにはその根本にある固定的な性別役割分担意識を問い直すことがよしとされた。

九二年、農林水産省は農家や農村の女性に対する政策の行動指針として、「農山漁村女性に関する中长期ビジョン」を提示した。

この「ビジョン」には、七〇年代から続くリベラ

ル・フェミニズム的な考え方、つまり農林水産業に携わる女性に「職業人」として雇用労働者なみ、あるいは男性なみの評価や権利を与えようという側面と、「自然との共生」や「人間的な温かみ」や「ゆとり」のある生活（農山漁村型ライフスタイル）を「生活の視点」をより強く持っている女性を通して実現しようという側面の両面がある（注3）。

後者は、命を育み自然と共生する「女性原理」が、自然を破壊し産業を発達させた「男性原理」とは別に存在し、その女性原理こそが近代化、産業化の限界を超えることを可能にするという反（あるいは脱）近代主義的な発想である、エコロジカル・フェミニズムの考え方に通じる。

この点において、「ビジョン」は、生活、すなわち「農山漁村型ライフスタイル」は女性の仕事であるという、生活改善普及事業と同様のアポリア（難題）に陥る危うさをもっていた（注4）。

さらに、九九年の食料・農業・農村基本法では、その第二六条で「男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であること」に「かんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思で農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする」とうたっている。

そして、「適正な評価」や「自らの意思」によって参画する機会確保のための環境整備の手段として挙げられたのが、農業委員や農協理事などの役職への登用促進、家族経営協定締結促進、農村女性起業に対する支援であった。

基本法によって、かつての生活改善普及事業や「ビジョン」に見られたような問題は整理されたかのように見える。

だが、「適正な評価」は何に基づいて行うのか。個々の家庭における家事や子育て、介護などの労働は、農業委員などの対外的な労働と同様に評価すべきなのか、評価するとすればどのように行うのだろうか。

さらに、仮に女性が「自らの意思」によって経営や地域社会の活動に参画したとしても、参画しない場合と同様に家事や育児などを当然のようにこなさなければならぬのか、といった問題は未解決のままである。

「ビジョン」や基本法以来、各地でその締結が推進されている家族経営協定は全国的に普及し、その締結農家数は二〇一一年三月末時点で四〇八六二を数えている（注5）。

家族経営協定には夫婦間、すなわち男女間の役割や意識のあり方に踏み込み、家事や介護の分担に関する生活協定を盛り込んでいる。一方で個人や家庭に関する私的なことを協定という形で公にすることにはいまだに抵抗感もある。

以上のような、生活改善普及事業から農村女性政策へと続く一連の政策の経緯は、フェミニズム運動が辿った経緯には沿っている。

すなわち女性の権利拡大を公的な制度改革や近代化によって実現しようとするリベラル・フェミニズムに発し、その後、家族や男女関係などの私的領域にまで踏み込み、変革しようとするラディカル・フェミニズムや、近代化を否定ないしは超越して「女性原理」による社会全体の変革を目指す

指すエコロジカル・フェミニズムの批判を受けながら、弁証法的に展開していくという経緯である。農村女性政策もまた、「女性原理」は女性が担うべきもののなか、「個人的なことは政治的なことである」のかという難題を内包しつつも展開していると思われる。

男女共同参画には肯定的だが

一九九〇年代以降、農家女性の「農業離れ」は続く一方で、政策はむしろ職業として農業に従事する女性を支援する傾向にある。この一見、ちぐはぐに見える事態をどう捉えればよいのだろうか。

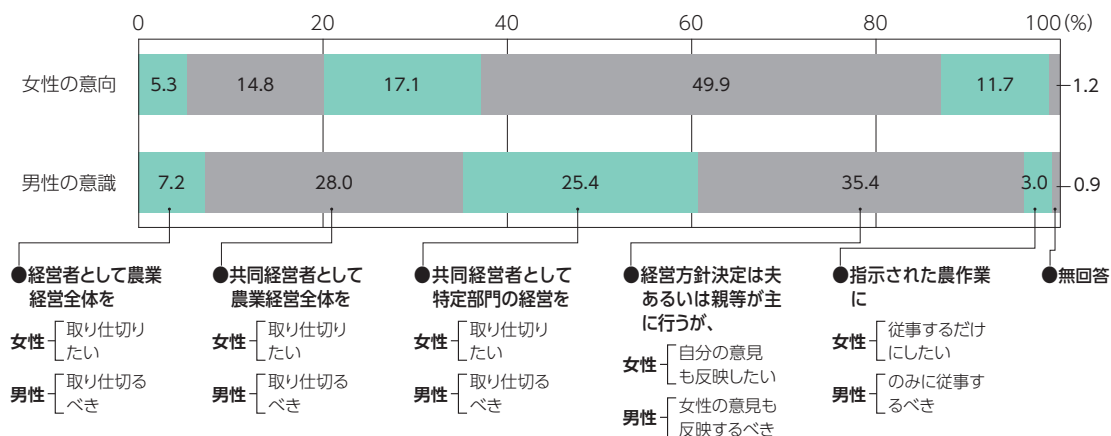
手がかりとして、次に農林水産省による「平成一六年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査―農家における男女共同参画に関する意向調査」（二〇〇四年二月実施）から、当事者である農家の女性や男性の意見を見ていきたい。

この調査では、全国の女性農業者およびその配偶者の男性、それぞれ約一五〇〇人から回答を得ている。

調査結果によると、農村女性政策の必要性、女性の経営や地域社会での積極的な参加について、男女ともにおおむね肯定的である。たとえば「農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた施策は必要である」かどうかについて、「必要である」、「どちらかといえば必要である」はいずれも四割強であり、八割強の回答者が肯定的である。単純な比較が適切かどうかかわからないが、同調査の四年前に行われた「平成二二年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査」（二〇〇〇

特集 次代を担う女性の“農力”

図3 女性の農業経営への関わり方に関する女性の意向と男性の意識



資料：「平成16年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査—農家における男女共同参画に関する意向調査」
(http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_cyosa/pdf/h170324_cyosa.pdf)。

年一二月)において、施策を「知っていた」と答えた者の割合が男女ともに三割程度だったことに比べると、施策の存在や意義についての認知度は格段に高まっていると言える。

一方、女性の農業経営への関わり方については

男女間や世代間で違いが見られる。図3に示すように、男性の回答では「経営者や共同経営者として、農業経営全体もしくは特定部門の経営を取り仕切るべき」が六割を占めているのに対し、女性の回答では「経営方針決定は夫あるいは親等が主に行うが、自分の意見も反映したい」が五割を占める。

女性の場合、「共同経営者として農業経営全体を取り仕切りたい」という回答は三九歳以下の若年層で三割近いのに対し、逆に「指示された農作業に従事するだけにしたい」は六〇〜六四歳の層で一五%を占めるというように、年齢層によって異なる。

具体的な支援内容としては、女性の五割強、男性の四割強が「夫や家族による家事・育児の分担」を挙げている。「経営や地域社会で活躍したい気持ちはあるが、その分、負担が増えるのは嫌」というのが女性の本音であり、配偶者である男性もそれをおおよそは理解しているということなのであろう。

最後は家族間の話し合い必要

また、家族経営協定については「積極的に締結するべき」という回答が男女ともに一割強であるのに対し、「家族間で話し合いをすればよいので、家族経営協定の締結は必要ない」という回答が四割程度を占めている。

平成一二年度の調査ではこの「必要ない」という回答が八割近くあった。だが、二〇〇四年の時点でも四割程度の人が「必要ない」と答えている。すでに述べたように、家族や夫婦間などの私的な

部分に国などの公の機関が介入することへの違和感、抵抗感がいまだに根強いのではないだろうか。

農家女性の「農業離れ」は、潜在的には農業や経営に積極的に関わりたいという意思はもっているが、家族の協力や理解の不十分さや女性自身の諦めによって生じている可能性がある。

家族経営協定には抵抗感を持つ人が少なくないだけに、たとえば平成二三年度農林水産祭で日本農林漁業振興会会長賞を受賞した芳賀よみ子氏(宮城県登米市)のように、家族間でじっくりと話し合いや実践を重ねていき、その成果を地域社会や後の世代に伝えていくことの意義は大きい。



(注1) 今井健「地域農業の展開における担い手の動向」、宇佐美繁編「一九九五年農業センサス分析 日本農業—その構造変動—」農林統計協会、一九九七年所収、pp.71-143。

(注2) 新規就農者調査結果(平成一八年度、平成二一年度)による。なお、新規参入者とは「調査期日前一年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く)、新たに農業経営を開始した経営の責任者」を指す。

(注3) 市田知子「農村社会と女性：世代間分離から相互扶助へ」、『農村計画学会誌』農村計画学会、20(1)、pp.3-6。

(注4) もっとも、当時の政策担当者の言を借りれば、「農山漁村型ライフスタイル」は女性だけでなく男性にとっても必要であり実現すべきものである。

(注5) 農林水産省経営局「家族経営協定締結農家数について」(平成二三年七月八日)。